

兵庫県公報

平成19年7月20日 金曜日 第1894号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水質課）	4
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（同）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	6
○漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	6
○道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
○文書管理システム更新に係る企画提案コンペの実施（自治情報課）	7
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	10
労働委員会訓令	
○労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令	11

公布された法令のあらまし

- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）
- 1 国の生活福祉資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）貸付制度要綱が制定され、一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり、その住居を所有し、又はその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯で、貸付けを受けなければ生活保護の受給を要することとなるものを対象とした貸付制度が創設されたことに伴い、貸付限度額及び償還の方法を定める等所要の整備を行うこととした。
 - 2 国の生活福祉資金貸付制度要綱の一部改正により、住宅資金が福祉資金に統合されたこと及び緊急小口資金の貸付限度額が引き上げられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第54号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ただし書及び第3号中「長期生活支援資金」の右に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加え、同条第6号中「緊急小口資金」の右に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加える。

別表福祉資金の款福祉費の項中「500,000円」の右に「(住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、若しくは保全し、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅(以下「公営住宅」という。)を譲り受けるのに必要な場合は、2,500,000円)」を加え、「3年」の右に「(住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、若しくは保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付けにあつては、7年)」を加え、同表住宅資金の款を削り、同表修学資金の款修学費の項中「中等教育学校後期課程」の右に「、特別支援学校高等部」を加え、同表緊急小口資金の款中「50,000円」を「100,000円」に改め、「4月」の右に「(50,000円を超える貸付けにあつては、8月)」を加え、同表離職者支援資金の款の次に次のように加える。

要保護世帯向け 長期生活支援資 金	月額として生活保護法(昭和25 年法律第144号)第19条第4項 に規定する保護の実施機関が定 める額以内	なし	なし	貸付けを行う期間 は、貸付金とその 利子を合計した金 額が現に居住して いる居住用不動産 の評価額に基づく 貸付限度額に達す るまでの期間
-------------------------	--	----	----	--

別表備考中「福祉資金及び住宅資金」を「及び福祉資金」に改める。

様式第2号2の部中

福祉資金							
住宅資金							

を

福祉資金							
------	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同様式中6の部を8の部とし、5の部を7の部とし、4の部の次に次のように加える。

5 生活福祉資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)

貸付資金所要額			貸付資金所要額に対する財源内訳				
貸付予定 世帯数	1世帯当 たり単価	貸付資金 所要額	県費 補助金	償還金	繰入金	前年度から の繰越金	計

6 生活福祉資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)所要見込額調

貸付対 象総 世帯数	既貸付 世帯数	要貸付 対象 世帯数	貸付資 金所要 見込額	県費 補助 基本額	県費 補助 所要額	備考

様式第3号生活福祉資金貸付事業資金特別会計収支予算書の部中「住宅資金貸付金支出」を削り、生活福祉

繰越金収入									
前年度繰越金収入									
前年度繰越金収入									
計					計				

様式第3号事務費特別会計収支予算書の部中

生活福祉資金 (離職者支援 資金)特別会 計繰入金収入	を	生活福祉資金 (離職者支援 資金)特別会 計繰入金収入 生活福祉資金 (要保護世帯 向け長期生活 支援資金)特 別会計繰入金 収入	に改める。
--------------------------------------	---	--	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月1日以降の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る生活福祉資金貸付事業については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第799号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域として次のように指定する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域

三木市吉川町大沢字大整351番1の一部及び351番3の一部

2 特定有害物質の名称

ジクロロメタン

兵庫県告示第800号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成18年兵庫県告示第1167号により指定した区域(加西市北条町北条字山添204番1の一部、208番の一部、208番2の一部、北条字尾長150番1の一部、156番1の一部、156番5の一部、北条字鳥居元314番3の一部、323番3の一部、北条字馬橋320番の一部、337番1の一部、337番6の一部、337番8の一部、340番1の一部)

の全部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

兵庫県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市道場土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山脇 幸弘	神戸市北区道場町塩田695番地
同	藤本 良明	同 市同区道場町塩田500番地
同	塚本 厚	同 市同区道場町塩田1196番地
同	中嶋 正哲	同 市同区道場町塩田1266番地
同	古舞 和男	同 市同区道場町塩田903番地
同	東浦 市治	同 市同区道場町塩田857番地
同	木下 米造	同 市同区道場町平田872番地
同	中前 和生	同 市同区道場町平田600番地の1
同	下浦 速和	同 市同区道場町平田345番地
監事	宇津 英人	同 市同区道場町塩田1223番地
同	上野 透	同 市同区道場町平田542番地
同	西ノ上 敏男	同 市同区道場町塩田78番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山脇 幸弘	神戸市北区道場町塩田695番地
同	東浦 市治	同 市同区道場町塩田857番地
同	塚本 厚	同 市同区道場町塩田1196番地
同	中嶋 正哲	同 市同区道場町塩田1266番地
同	西垣内 祥三	同 市同区道場町塩田794番地
同	大深 三男	同 市同区道場町塩田21番地の2
同	中前 治雄	同 市同区道場町平田785番地
同	中前 隆昌	同 市同区道場町平田740番地
同	下浦 速和	同 市同区道場町平田345番地
監事	宇津 英人	同 市同区道場町塩田1223番地
同	上野 透	同 市同区道場町平田542番地
同	西ノ上 敏男	同 市同区道場町塩田78番地

兵庫県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
----------	-------

谷内土地改良区

平成19年7月2日

兵庫県告示第803号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成15年兵庫県告示第907号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成19年8月4日限りで消滅する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

尾上加入区

兵庫県告示第804号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成19年8月5日から発生する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

尾上加入区

兵庫県告示第805号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市沼島2551番地 伊藤 正富 南あわじ市沼島2576番地 増井 晃	沼島	沼島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成19年7月20日から同年8月3日まで
 (2) 縦覧場所 沼島加入区 南あわじ市沼島2368-1 沼島漁業協同組合

兵庫県告示第806号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成19年7月20日から東播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

H 18 東播位置 第0002号	19. 7. 4	加古郡播磨町古田2丁目270番2	5.00	27.29
---------------------	----------	------------------	------	-------

公 告

文書管理システム更新に係る企画提案コンペの実施

文書管理システムの更新等を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成19年7月20日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣 旨

兵庫県における文書管理システムは、平成14年度より本庁において運用を開始し、平成15年度より地方機関において運用を開始している。

当システムにおいては、平成20年3月で地方機関の賃貸借契約が満了となりハードウェア機器・OS等の基本ソフトウェアにおいてサポート期限が終了している状況にある。

これを機にハードウェア及び基本ソフトウェアの新陳代謝を図るとともに、現行蓄積されている公文書データ（約100万件）を継続利用しつつ、現行システムをより高い水準のものに改良するための提案を広く募集するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名 称

文書管理システム更新に係る企画提案コンペ

(2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

- ア システムの移行に係る事項
- イ システムの開発に係る事項
- ウ システムの保守及び運用サポートに係る事項

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県第2号館7階）

電話 078 (362) 3047 FAX 078 (362) 9027

3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項のすべてに該当するものとする。（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ）が参加資格申請時点で平成18・19年度兵庫県の物品関係の入札参加資格を有すること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、兵庫県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- (4) 提案参加資格審査申請書提出の日及び提案参加資格確認資料の提出期限の日から提案書の提出日までの期間において提案募集に参加するものが満たす条件に反していない者であること。
- (5) 代表企業またはグループ構成企業のいずれかが、県又は県と同等の規模（国の各省庁、政令指定都市等の自治体等に文書管理システム又は文書管理システムと類似のシステム（電子決裁機能、文書添付機能、書誌情報、文書情報登録保存機能）についてシステムの構築をした実績があり、かつ、旧システムから新システムへのデータ移行を実施した実績を有すること。
- (6) 代表企業またはグループ構成企業のいずれかが、兵庫県の近隣府県（兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内）に文書管理システムのサポート拠点を持つこと。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

（参考資料として、現行システムの画面一覧を用意する。必要であれば、事務局内での閲覧を可とする。このため、事前に訪問時間及び人数を事務局に連絡すること。）

イ 配布期間

平成19年7月20日（金）から同年7月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）の各日 午前9時から午後5時まで

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 参加資格審査の内容

「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。

イ 提出書類（各1部）

- (ア) 参加資格申請書
- (イ) 会社概要
- (ウ) 類似システムの更新実績報告書
- (エ) 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）
- (オ) 委任状
- (カ) グループ構成表明書
- (キ) 業務分担予定表

ウ 申請受付期間

平成19年7月20日（金）から同年7月26日（木）午後5時まで（必着）

エ 受付方法

事務局宛に郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）によること。
（持参は受け付けない。）

オ 参加資格審査結果の通知

平成19年8月1日（水）付けで郵送文書により通知する。
応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみできるものとする。

(3) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局宛に郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）によること。
（持参は受け付けない。）

イ 受付期間

平成19年8月14日（火）から同年8月20日（月）午後5時まで（必着）

5 応募図書

(1) 応募図書の種類

ア 応募申込書

イ 企画提案書等

ウ 見積書等

エ 業務担当予定者の略歴等

オ 次期更新時期の説明資料

(2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり。

(3) 留意事項

ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(ただし、県は、応募図書の資料を当選者の発表まで利用できるものとする。)

イ 応募図書は、非公開とする。

ウ 応募図書は、返却しない。

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、内容点（1,200点）、価格点（800点）で評価し、その採点結果をもとに文書管理システム審査委員会において行う。

【内容点の評価項目】

項目	詳細	配点
システム移行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・移行スケジュール、作業工程、作業内容等 ・移行方法、検証方法等 ・現在連携しているシステムとの連携方法 ・移行にかかる人員体制、責任体制等 	350
システムの性能と連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・文書のライフサイクルの各場面の機能、文書検索、文書公開機能についての評価 ・現行システムの踏襲性 ・電子決裁基盤・文書保存基盤としての機能 ・文書のアクセス権に関する機能 	350
システムの開発体制	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発スケジュール、作業工程、作業内容等 ・開発及び導入にかかる人員体制、責任体制等 ・導入時の職員研修にかかる人員等の体制および内容 (※導入研修が必要と判断された場合のみ採点) 	150
システムの機器構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードの構成、ハードの機種名および選定理由 ・ハードの設定に必要な床面積、その他必要とされる設備の提示 	150
システム運用管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策 ・データ保存の体制及び内容 ・トラブル時・災害時等の危機管理体制及び内容 ・職員研修の体制及び内容 ・附属マニュアルの種類、概要及び冊数 ・その他保守・運用サービスの内容 	200

【価格点の審査】

※毎年度上限価格を設ける。

※上限価格を越えた場合は、失格とする。

※上限価格の条件を満たした場合は、基礎点が与えられる。
※一定の基準を下回る価格は、全て同じ得点（800点）とする。

(2) 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。

8 当選後の取扱い

(1) 当選者は、文書管理システムの更新に係る事業予定者となる。

(2) 事業者又は事業者があらかじめ契約予定者として指定した者であって県が承認したものは、当該事業にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能となることを条件として、県と委託契約等を締結する。

9 その他

詳細は、募集要項による。

10 Summary for the Notice of the Forthcoming Competition

(1) Nature of required service

Updating a computer system to manage documents

(System migration, system development, system maintenance and operation support)

(2) Deadline for the submission of application forms :

17:00 Thursday, July 26, 2007

(3) Deadline for the submission of proposals :

17:00 Monday, August 20, 2007

(4) Contact :

Government Information Technology Division, Education & Information Bureau, Policy Planning
& Administration Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL 078-362-3047 FAX 078-362-9027

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市岩園町41番2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市此花区春日出中2丁目15番5号

株式会社児島建設 代表取締役 児島光男

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年4月27日

兵庫県指令神南（建）第1-9-2号（18芦屋）

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国岡字前條691番1、691番8、692番2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市福井1969番地の1

有限会社親栄商産 代表取締役 鹿嶋貞美

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年3月15日

兵庫県指令東播（建）第1-12号（18稲美）

3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市西浜町1022番17、1022番20、1074番12

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

旭硝子株式会社 代表取締役 門 松 正 宏
(3) 許可年月日及び許可番号
平成18年1月26日
兵庫県指令西播(建)第1-13号 (17赤穂)

労働委員会訓令

兵庫県労働委員会訓令第1号

兵庫県労働委員会事務局

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年7月20日

兵庫県労働委員会会長 滝 澤 功 治

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

労働委員会決裁規程(平成17年兵庫県労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「主幹」を「副課長」に改める。

第5条第3項中「主幹」を「副課長」に、「主幹等」を「副課長等」に改める。

第7条及び第8条第2項中「主幹等」を「副課長等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。